

鹿 児 島 県 男 女 共 同 参 画 基 本 計 画

概 要 版

平成20年3月

 鹿児島県

男性も女性もすべての人々が、お互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会…

男女共同参画社会の実現は私たちの願いです。

県では、男女共同参画を推進するための新たな指針として、鹿児島県男女共同参画推進条例第10条第1項の規定に基づき「鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定しました。

計画の期間 平成20年度から平成24年度までの5年間

男女共同参画社会の実現のためには、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場において男女共同参画社会に関する理解が深まり、基本理念に基づいた取組が実践される必要があります。

基本理念

1 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が性別によって差別されることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど、男女の人権が尊重されることが重要です。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

人々が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、自らの意思で様々な活動の選択ができるようにする観点から、社会の制度や慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮される必要があります。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、様々な政策や方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保される必要があります。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いに協力し社会の支援も受けながら、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、その他の活動ができるようにする必要があります。

5 国際的協調

男女共同参画の推進は国際社会における取組と密接に関係しているため、国際社会の動向を勘案して取り組む必要があります。

この計画では、男女共同参画社会の根底をなす最も基本的な「男女の人権の尊重」の理念が県民一人一人の意識に深く浸透し、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場で実践される地域環境が形成されることを目指して、次の2つを基本目標としています。

基本目標

男女の人権が尊重される社会の形成
男女共同参画社会を実現する地域環境の創造

男女共同参画社会の実現のためには、県や市町村の取組はもちろん、県民の皆さん、事業者、NPO等の皆さんなど、様々な立場の方々が男女共同参画社会についての理解を深め、共に実践していく必要があります。

協働による男女共同参画社会づくり

県民の皆さん

性別による差別的扱いを受けることなく人権が尊重されるよう配慮すること、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行等のあり方を見直していくことなど、家庭、職場、学校、地域など身近な場で一人一人が主体的に取り組みましょう。

NPO等の皆さん

さまざまな分野で活躍されているNPOや民間活動団体等の皆さんの活動の中で、男女共同参画社会の基本理念に沿った取組を実施するとともに、皆さんの発想や専門性を男女共同参画社会の実現に生かしてください。

事業者の皆さん

男性も女性も、社会の対等な構成員として、希望する形で仕事と生活のバランスをとりながら働くことのできる制度の導入や環境づくりなど、事業者の立場からの積極的な取組をお願いします。

市町村との連携

男女共同参画の推進により、いきいきとした地域社会を実現するために、県民の皆さんに最も身近な市町村と連携した取組を進めます。

県

市町村や関係機関等と連携し、県民、事業者、NPO等の皆さんと協働しながら、鹿児島県男女共同参画基本計画の着実な推進を図り、男女共同参画社会の実現を目指します。

鹿児島県男女共同参画基本計画の体系

基本
目標

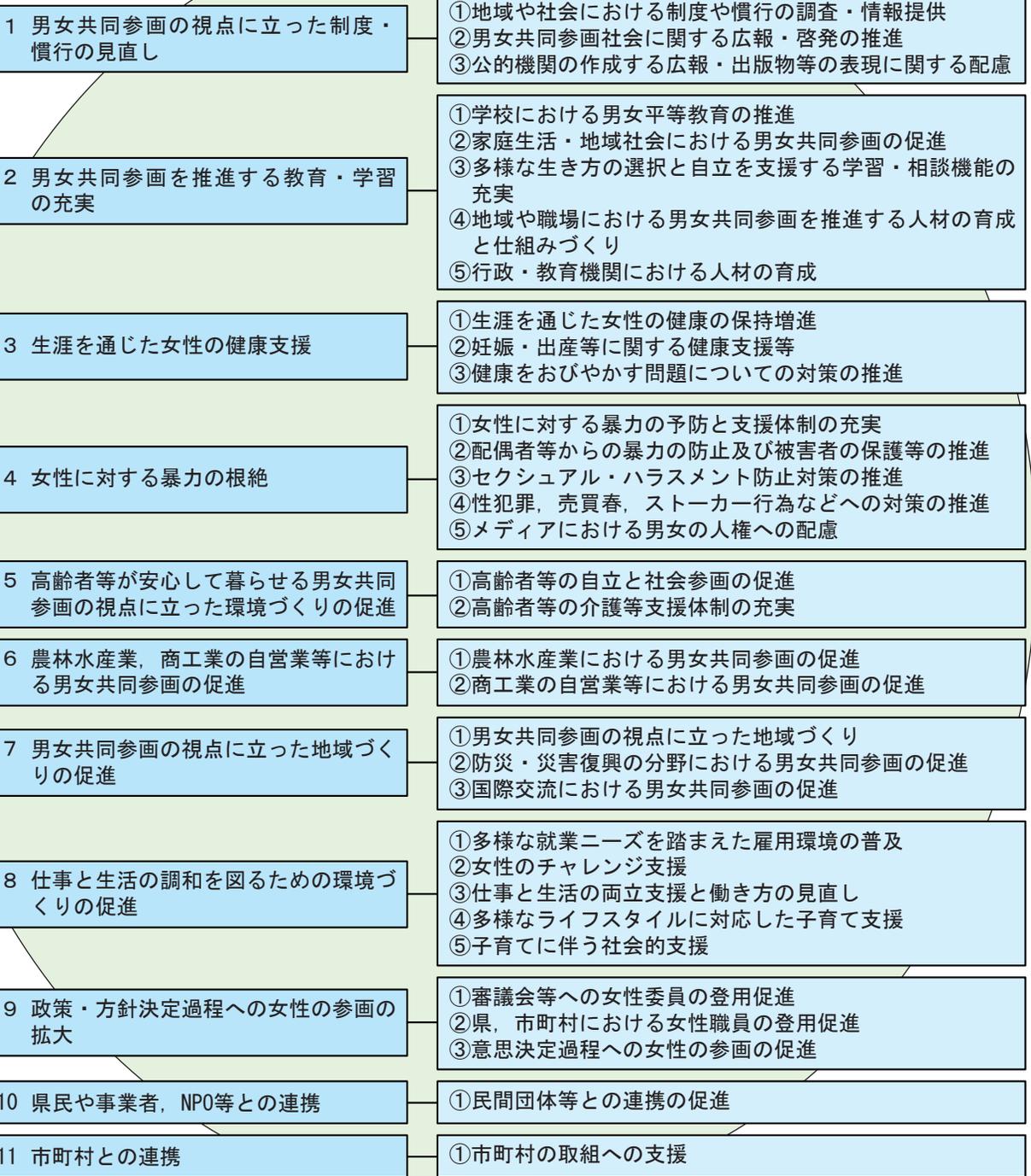
男女の人権が尊重される社会の形成

男女共同参画社会を実現する地域環境の創造

重点目標

施策の方向

協働による男女共同参画社会づくりの推進



県の推進体制

- | | |
|----------------------|------------|
| ①推進体制 | ④数値目標 |
| ②県男女共同参画センターの機能の充実 | ⑤関連施策の進行管理 |
| ③男女共同参画の施策に関する申出への対応 | ⑥計画の総合的評価 |

重点目標1

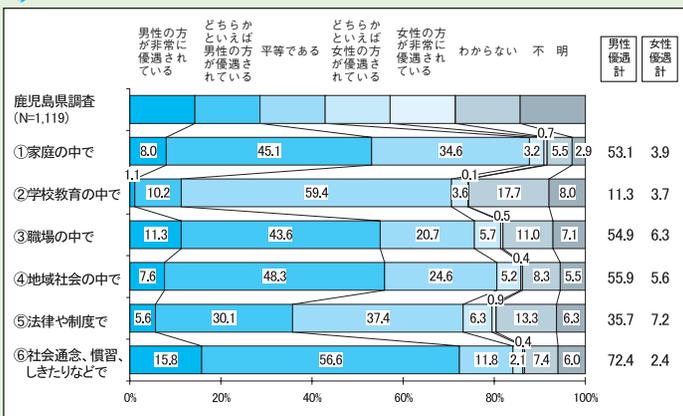
男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

男女が能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる社会づくりを進めるために、県民や事業者等に対して男女共同参画社会の形成に関する理念等について広報・啓発を行います。

また、地域や社会における制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではありませんが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。

このため、制度や慣行が男女共同参画社会の形成に与える影響や、男女共同参画に関する現状等についての調査や情報収集を行います。

男女の地位の平等感



資料：「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)

重点目標2

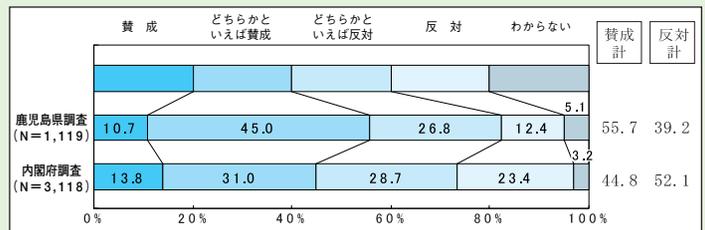
男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現させるためには、県民一人一人が男女共同参画社会について正しい認識や自立の意識を有することが不可欠であり、そのためには、学校・家庭・地域・職場などの様々な分野において教育や学習の果たす役割は重要です。

学校教育においては、各人の持っている能力や個性を生かし、発達段階に応じ、主体的に生きる力の育成を図るとともに、男女平等や男女相互の理解・協力の重要性について指導します。

また、家庭や地域社会における性別による固定的な役割分担意識を見直していくために、様々な場において男女共同参画社会に関する理解が深まるよう、教育・学習の充実に努めます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



注：鹿児島県調査の「わからない」には「不明」を含む。
資料：「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年)

重点目標3

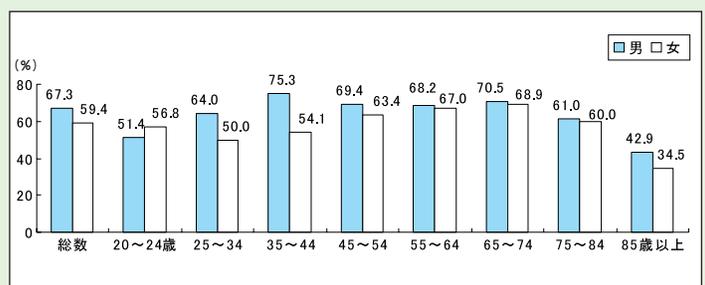
生涯を通じた女性の健康支援

女性も男性も、お互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。

特に、妊娠や出産の可能性を持つ女性は、人生の各段階を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

女性が生涯にわたって、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援していきます。

本県における性・年齢別にみた健診や人間ドックを受けた者の割合



資料：「平成16年国民生活基礎調査」(厚生労働省)

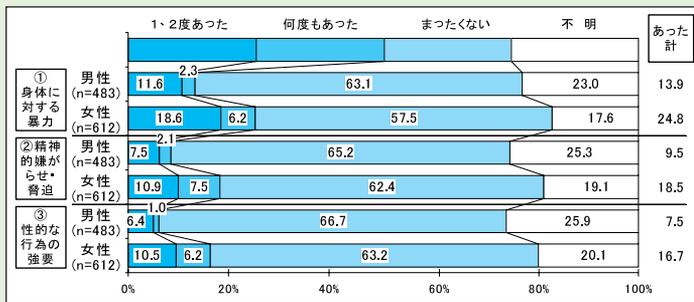
重点目標4

女性に対する暴力の根絶

暴力は、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態から、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

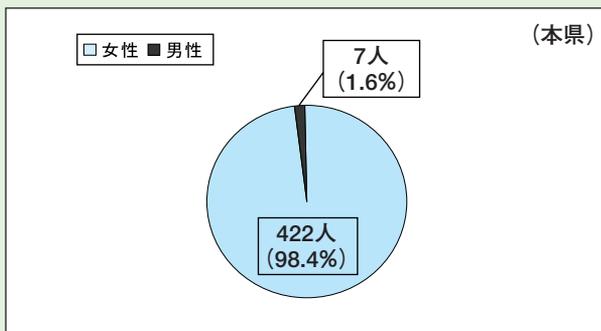
女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり決して許されない行為であるとの認識を広く社会に定着させるとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を推進していきます。

配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験



資料：「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」
(県青少年男女共同参画課)

配偶者暴力事案(平成18年)における被害者の性別



資料：県警察本部調べ

数値目標

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援のための庁内連絡体制を整えた市町村の割合 100%

女性に対する暴力等の人権侵害には、様々な形態があります。

例えば

- ・ 配偶者等からの暴力
- ・ 性犯罪
- ・ セクシュアル・ハラスメント
- ・ ストーカー行為
- ・ 売買春 など

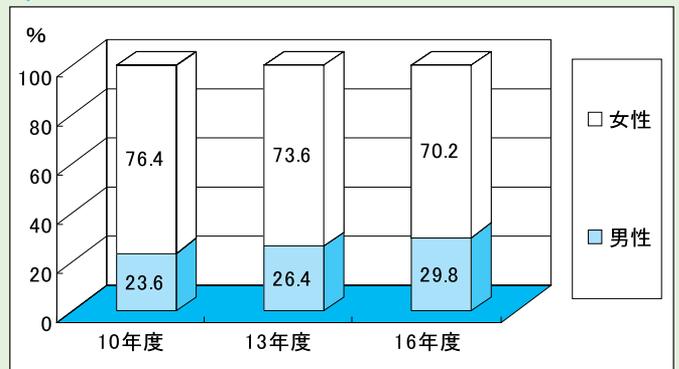
重点目標5

高齢者等が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進

本県の高齢化率は平成19年には25.7%となっており、県民が高齢期において自立した生活を送ることが一層重要な課題になっています。65歳以上の高齢者人口のうち、女性の占める割合は6割を超えていること、介護の負担が女性の側に偏りがちであることなどから、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決することにもつながります。

高齢者や障害のある方が、意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、様々な形で充実した生活ができるよう支援体制の整備・充実を図るとともに、介護保険制度の着実な推進により、男女がともに介護と家庭や仕事の両立を実現できる環境の整備を促進します。

本県における男女別介護者の状況



資料：県保健福祉部「市町村高齢者実態調査」

重点目標6

農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進

農林水産業、商工業の自営業では、女性は生産や経営の担い手として重要な役割を果たしているものの、労働時間と生活時間との明確な区別がつきにくい状況や、その貢献に見合う評価が得られにくい状況もあります。

農林水産業の分野では、女性が仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らせるよう、活力ある農山漁村の環境づくりを推進します。

また、自営業や中小零細企業においても、女性の適正な労働環境の整備が図られるよう、法令・制度の普及・啓発を行うとともに、女性も事業の担い手として活躍できるよう、能力向上のための支援に努めます。

重点目標7

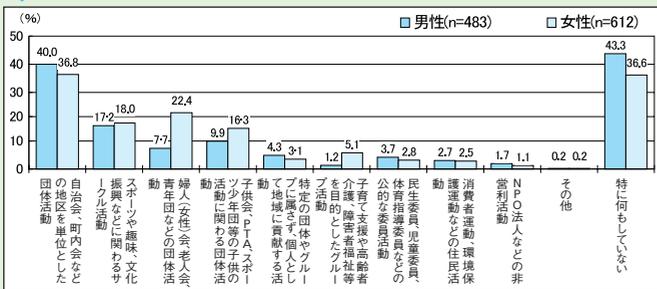
男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進

地域社会が変容する中で、人々の暮らしの改善に直接つながる分野や地域に密着した産業等の分野で、男女がともに地域で生活する者としての視点に立ち、課題の解決や地域の活性化を図っていくことは大変重要なことです。

安全・安心なまちづくり、景観、観光及び環境などの分野において多様な発想、ニーズを生かした取組を進めるとともに、地域社会におけるNPO等の活動の支援を行い、男女共同参画の視点に立ったニーズの把握や課題の解決により、地域づくりが図られるよう支援していきます。

また、地域において、男女共同参画社会に関する意識の啓発を図り、地域の方針決定過程に女性の参画が促進されるような環境を育んでいきます。

地域における活動への参加状況



資料：「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)

重点目標9

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

様々な分野で女性の参画は進んできてはいるものの、政策・方針決定過程における女性の数はいまだ少なく、女性の意思を十分に反映できる状況にあるとはいえません。

このような男女間の格差を改善し、社会の構成員である男女双方の意思を公正に反映させるためには、必要な範囲においてその機会を積極的に提供することが必要です。

県の審議会等への女性委員の登用を促進するとともに、社会の様々な分野における意思決定過程への女性の参画が促進されるよう、人材の育成や現状の調査・情報の提供に努めます。

数値目標	県の審議会等への女性委員の登用率	35%
------	------------------	-----

重点目標10

県民や事業者、NPO等との連携

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人一人が男女共同参画社会に関する理解を深め、地域で生活する者としての視点で様々な活動に取り組んでいくことが重要です。

また、これからの地域社会づくりは、行政だけでなく、自治会、ボランティア、NPO、企業など地域の多様な主体が連携・協働し、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが求められています。

このような地域社会の運営や幅広い分野での課題に主体的に取り組んでいる団体の活動を支援するとともに、県民、事業者・NPO等との協働の取組により男女共同参画社会づくりを推進します。

重点目標8

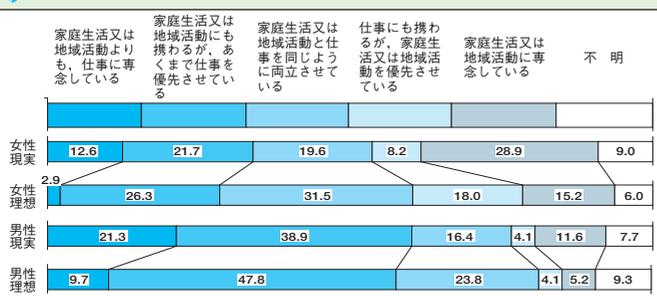
仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

少子・高齢化が進行するなど社会環境が変化する中で、仕事と育児や介護等の家庭生活、その他の活動を両立できるようにすることは、男女が安心して子どもを生み育て、家族としての責任を果たすことができ、また、人生の質を高めていく上で重要なことです。

男女がともに仕事と生活のバランスをとりながら、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、事業者等に対して労働関係法令や諸制度の普及・啓発を図るとともに、多様なライフスタイルに対応した子育てしやすい環境づくりを進めます。

また、様々な分野でチャレンジしたい女性がチャレンジできる環境づくりに取り組みます。

仕事と家庭生活又は地域活動へのかかわり方



資料：「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)

重点目標11

市町村との連携

地方分権が推進される中で、住民に最も身近な市町村が果たす役割は、ますます重要となっています。

男女共同参画を推進する上で基本となる計画がすべての市町村で策定されるよう働きかけるとともに、情報や研修機会の提供を行い、市町村における男女共同参画行政の取組を支援し、連携して男女共同参画社会の形成に取り組めます。

数値目標	男女共同参画計画の策定市町村の割合	100%
------	-------------------	------

法 令

男女共同参画社会基本法

1999（平成11）年6月23日公布・施行

「男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律

鹿児島県男女共同参画推進条例

2001（平成13）年12月21日公布
2002（平成14）年1月1日施行

男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定された条例

用語の説明

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

（「男女共同参画社会基本法第2条第1号」より）

「社会的性別」（ジェンダー）の視点

1 人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

2 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

（内閣府「男女共同参画基本計画（第2次）」から抜粋）

男女共同参画に関する県の施策についての申出

県では、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民の皆様から申出を受ける制度を設けています。

【問い合わせ先】電話 099-286-2563（県青少年男女共同参画課）

鹿児島県男女共同参画センター

男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的に進めるための活動拠点施設です。

県男女共同参画センターでは、次のような事業を実施しています。

- ・ 交流促進事業：民間活動団体等の交流の促進
- ・ 学習・研修事業：講座、セミナーの開催
- ・ 情報提供事業：情報誌の発行、図書やビデオの貸出
- ・ 相談事業：一般相談
専門相談 **要予約**（法律・心理等）
相談室専用電話：099-221-6630/6631

【休館日】月曜日（祝日の場合は翌日）
年末年始（12/29～1/3）

【開館時間】9:00～17:00

【問い合わせ先】かごしま県民交流センター
ハーモニー推進課
〒892-0816
鹿児島市山下町14番50号
電話 099-221-6603
FAX 099-221-6640

●交通案内

【JR】
鹿児島駅から徒歩……約10分
鹿児島中央駅から……約15分
市電・バス利用

【市電・バス利用】
「鹿児島市役所前」……約5分
下車徒歩
「水族館口」下車徒歩……約5分

【駐車場】
約530台収容
150円/30分
（※センター利用者は2時間まで無料）

【周辺地図】



鹿児島県環境生活部青少年男女共同参画課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話 099-286-2563 / FAX 099-286-5541
E-mail harmony@pref.kagoshima.lg.jp